平成２９年（フ）第７２号
福岡市博多区寿町２丁目９番23―305号
債務者　小野　綾子
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９７号
福岡市中央区春吉３丁目25番25―403号
債務者　鈴木　　章
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１５号
福岡市東区馬出５丁目34番13号
債務者　富樫　恵子
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２５号
福岡市早良区四箇田団地４番312号
債務者　針長　俊介
1　決定年月日時　平成29年２月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈244番地４　Ｂｅｌｌ　Ｄｅｍｅｕｒｅ　Ｂ棟303号
債務者　西園　　剛
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５４号
神戸市西区南別府３丁目20番地の14　アドレスⅢ308号、前住所神戸市西区玉津町上池58番地の18
債務者　鈴木　豊和
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２５５号
神戸市西区森友５丁目86番地　シャトルウッド107号
債務者　北川　浩一
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２７１号
兵庫県明石市野々上２丁目１番地の２　シャトー田中Ａ―102号、前住所兵庫県明石市藤江765番地の１　レオパレスウィステリア110号
債務者　瀬戸　忠行
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２７７号
兵庫県明石市樽屋町４番20―603号、前住所大阪府寝屋川市豊野町25番２―502号
債務者　山本　達也
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２９８号
神戸市西区王塚台３丁目85番地の２　ラビス王塚公園105号、前住所神戸市西区持子３丁目104番地の５
債務者　石橋　敦子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第５号
兵庫県明石市別所町６番23号　山口荘
債務者　髙橋　　勝（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第６号
兵庫県明石市二見町東二見377番地の１　ロイヤルハセガワ２号棟203号、前住所兵庫県明石市二見町東二見８番地　県住２棟506号
債務者　山本　智子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第９号
神戸市西区大津和３丁目１番地の10　ジュネスタチバナ121号
債務者　古橋　信之
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１号
千葉県松戸市常盤平４丁目15番地　常盤平公団住宅Ｅ街区43棟106号
債務者　田中　直輝
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２６号
千葉県松戸市日暮６丁目23番地　ハイツみのり102号
債務者　白石　美子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５６号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1506番地の１
債務者　田中　寿香
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１１５５号
愛媛県松山市朝日ヶ丘２丁目１番８号　ＳＯＡＲ　ＨＩＬＬＳ203号、申立時の住所名古屋市中区新栄１丁目13番31号　プロビデンス東新町506号
債務者　武田　結城
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部